

定 款

株式会社K S K

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社K S Kと称し、英文ではK S K C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェア、ハードウェアの開発及び関連機材の製作、販売、賃貸借及び輸出入。
2. コンピュータ及び通信機器に関わるシステムの設計及びプログラム開発・保守・運用。
3. 集積回路、半導体素子、電子管等の電子部品及びマイクロコンピュータ応用電子機器の設計、開発、製造、販売及び輸出入。
4. 電子計算機用消耗品の販売及び輸出入。
5. 通信機器の賃貸借、売買及び輸出入。
6. 情報ネットワークシステムの構築及びコンサルティング。
7. 情報システムのコンサルティング及びシステム監査業務。
8. コンピュータネットワークシステムの運営管理業務。
9. コンピュータ及びネットワーク技術者の指導、養成。
10. 労働者派遣事業。
11. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業。
12. 内装工事業、電気通信工事業、電気工事業及び管工事業。
13. 総合リース業。
14. 雑誌書籍の出版及び販売。
15. 損害保険代理業務。
16. 広告代理業務。
17. 工業所有権、著作権及び情報システムに関するノウハウの実施許諾。
18. コンピュータシステムによるデータ入力及びそれに伴う事務処理の受託
19. 電話・コンピュータ等による情報提供サービス。
20. 介護サービス事業及び福祉、介護用具の販売、レンタル事業。及びこれらに付随する事業。
21. 老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に基づく、各種支援・援護施設サービス。及びこれらに付随する事業。
22. 前各号に関する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都稲城市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることが出来ないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式数は、2,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元の株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式売渡請求)

第10条 当社の単元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式の関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託する。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集地)

第14条 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都内、神奈川県内において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第16条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決 議)

第18条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、本定款に別段の定めがある場合のほか議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の行使)

第19条 当社の株主、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 当社の株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第21条 当社の取締役は10名以内とする。

(選 任)

第22条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(解 任)

第23条 当社の取締役は、株主総会の決議により解任することができる。

② 取締役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(任 期)

第24条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当社は取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

② 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額とする。

(招集権者及び議長)

第27条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第28条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決議)

第29条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が意義を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第30条 当社の取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第31条 当社の取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第32条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第33条 当社の監査役は5名以内とする。

(選任)

第34条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 当社は、会社法第329条第3項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第35条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 当社の常勤監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(招集通知)

第38条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(決議)

第39条 当社の監査役の決議は、監査役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第40条 当社の監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規則)

第41条 当社の監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第42条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第44条 当社の剰余金は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間等)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

② 前項の金銭には利息を付けない。